

規制の事前評価書

評価実施日：平成26年3月6日

政策	海岸法の一部を改正する法律案		
担当課	水管理・国土保全局水政課	担当課長名	深澤 典宏
規制（規制緩和を含む。以下同じ。）の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 海岸法の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項】 （１）海岸保全施設の損傷等の予防等の措置（海岸法第12条関係） （２）水門、陸閘等の操作規程の策定等（海岸法第14条の3、第14条の4、第21条の2及び第21条の3関係） （３）災害時における緊急措置の創設（海岸法第23条関係） （４）海岸協力団体制度の創設（海岸法第23条の3から第23条の7まで関係）</p> <p>② 規制の目的 津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理を適正なものとする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>b 関連する施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する 13 津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 58 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 16 0件（毎年度） 58 約57%（平成28年度）</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 水門・陸閘等の現場操作員の安全性の確保しつつ、適切に操作できる管理体制の整備の促進 民間団体等が行う海岸管理に資する活動の促進</p> <p>④ 規制の内容 （１）海岸保全施設の損傷等の予防等の措置（規制の創設） 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げにより当該海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがある場合において、</p>		

当該損傷又は汚損により海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のため必要な措置を命ずることができる旨の規定を新たに設けることとする。併せて、法第12条第1項及び第2項の規定に基づく命令と同様、新設する規定に基づき必要な措置を命ずべき者を確知できない場合においても、改正後の法第12条第4項から第11項までのいわゆる簡易代執行に関する規定を適用することとし、海岸管理者による迅速な放置船舶の除却等の措置を可能とすることとする。

(2) 水門、陸閘等の操作規程の策定等（規制の創設）

海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設（水門、陸閘等の操作を伴う施設をいう。以下同じ。）について、操作の方法、訓練等の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けるとともに、その操作に当たっては当該操作規程を遵守しなければならないこととする。

また、当該操作規程は操作施設の操作者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。

海岸管理者は、操作規程が定められていない場合、操作規程に従って操作を行っていない場合等に、他の管理者に対し、操作規程の作成若しくは変更又は遵守のために必要な措置をとることを勧告することができることとする。他の管理者が、これらの勧告に従わなかったときは、海岸管理者は、その旨を公表することができることとする。

また、海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設に関し、操作規程の変更、操作規程の遵守のため必要な措置をとること等の勧告に従わず、これが放置され、津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるとき等は、当該他の管理者に対し当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができることとする。

(3) 災害時における緊急措置の創設（規制の創設）

海岸管理者は、津波、高潮等の発生による被害の防止のため緊急の必要があるときは、必要な土地、資材、運搬具を使用等し、又は障害物を処分すること、及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることとする。

その際、海岸管理者は、土地等の使用、障害物の処分等による損失、業務に従事した者の損害を補償しなければならないこととする。

(4) 海岸協力団体制度の創設（規制の緩和）

海岸協力団体が業務として行う主務省令で定める行為についての法第7条の海岸保全区域の占用及び第8条の行為の制限に係る許可の規定については、海岸協力団体と海岸管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなすこととする。

⑤ 規制の必要性

(1) 海岸保全施設の損傷等の予防の措置

海岸保全区域内において、船舶の乗揚げにより船舶が放置される事案が生じている。このような船舶の放置は、津波、高潮等の災害時には、当該船舶が流されること等により海岸保全施設等が損傷又は汚損されるおそれがあるとともに、平常時においても、海域によっては波浪や潮流により沖合の海岸保全施設等が損傷又は汚損されるおそれがある。（＝目標と現

状のギャップ)

法第8条の2においては、海岸保全区域における禁止行為が規定されており、海岸管理者が管理する海岸保全施設等を損傷し、又は汚損する行為（同条第1項第1号）をみだりに行うことを禁止しているが、その実効性が十分に担保されていない。（＝原因分析）

現行法第8条の2においては、海岸保全区域のうち公共海岸に該当し、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域内において、みだりに船舶を放置することは禁止されている（同条第1項第3号）が、海岸の適正な利用を確保する観点から、公共海岸の一定の区域のみに限定されている。（＝課題の特定）

以上を踏まえ、海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げにより当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがある場合において、当該損傷又は汚損により海岸の保全上支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損を防止するため必要な措置を命ずることができる旨の規定を新たに設けることとする。併せて、法第12条第1項及び第2項の規定に基づく命令と同様、新設する規定に基づき必要な措置を命ずべき者を確知できない場合においても、改正後の法第12条第4項から第11項までのいわゆる簡易代執行に関する規定を適用することとし、海岸管理者による迅速な放置船舶の除却等の措置を可能とすることとする。（＝規制の具体的内容）

## （2）水門、陸閘等の操作規程の策定等

操作施設には、他の管理者が管理するものも含まれており、津波、高潮等の災害時においては、これらの施設を含めて一連の施設が確実に閉鎖されていなければ、海岸保全施設全体が十分な機能を発揮しない。また、操作施設の操作については、現場操作員の安全性が確保されるよう行わなければならない。

一方で、操作規程が定められていない操作施設があり、東日本大震災においては、操作施設の操作に従事していた方が死亡・行方不明となった。（＝目標と現状のギャップ）

操作施設を含む海岸保全施設については、現行法では技術上の基準において外力等に対する安全性に関する規定はあるが、その操作に関しては規定がない。（＝原因分析）

災害時の操作従事者の安全性の確保と適切な閉鎖を図るためには、あらかじめ、操作施設の操作ルールを定めておく必要がある。さらに、操作ルールを現場操作員等に徹底するため、訓練等の平時における取組を実施する必要がある。（＝課題の特定）

従って、他の管理者は、操作施設について、操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けるとともに、その操作に当たっては当該操作規程を遵守しなければならないこととする。また、操作規程は操作施設の操作者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。さらに、当該操作規程を遵守していない場合等においては、海岸管理者による監督処分（勧告、公表、命令）をできることとする。（＝規制の具体的内容）

## （3）災害時における緊急措置の創設

操作施設については、一連の施設が確実に閉鎖されていなければ、操作施設を含む海岸保全施設全体が十分な機能を発揮しない。

一方で、東日本大震災においては、操作施設の操作にあたり、障害物があり、閉鎖に時間を要し、又は閉鎖できなかったケースがあった。さ

らに、操作に従事すべき人員が不足し、近隣の住民等に操作の補助を依頼した事例があった。(=目標と現状のギャップ)

海岸管理者は、操作施設の操作に当たり、障害物があった場合は、所有者の承諾を得ずに強制的に障害物を処分する権限を有していないことから、閉鎖に時間を要し、又は閉鎖できない状況にある。

また、海岸管理者は、不測の事態が生じ、本来操作をするべき海岸管理者の担当者が不足し閉鎖できない場合は、津波、高潮等に対して安全が確保された状態であれば、付近に居住する者等を操作施設の閉鎖等の措置に従事させるべきところ、海岸管理者は、これができる権限を有していないことから、閉鎖に時間を要し、又は閉鎖できない状況にある。(=原因分析)

海岸管理者は、緊急の必要があるときは、所有者の承諾を得ずに強制的に物資や機材を使用し、若しくは障害物を処分すること又は付近にいる者等を津波、高潮等の発生による被害の防止のための措置に従事させることを可能とするとともに、これらにより生じた損失又は損害を補償しなければならないこととする必要がある。(=課題の特定)

従って、海岸管理者は、津波、高潮等の発生のおそれがあり、これらによる被害を防止する措置をとるため緊急の必要があるときは、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることとする。また、これらにより生じた損失・損害は補償しなければならないこととする。(=規制の具体的内容)

#### (4) 海岸協力団体制度の創設

近年、海岸において多くの民間団体等(企業、NPO、自治会等)が、海岸の清掃、植樹、希少動植物の保護、環境教育など様々な活動を自発的に行っている。このような活動は、海岸管理の充実にも寄与しており、海岸管理におけるこれら民間団体等の役割が増してきている。一方、近年、海岸の整備が進み、管理すべき海岸保全施設等が増加するとともに、平成11年の法の改正で法目的に海岸環境の整備と保全、公衆の海岸の適正な利用が追加され、また一般公共海岸区域が海岸管理者の管理対象に追加されたことから、海岸管理者の負担が増加しつつあり、海岸管理に資する活動を行う多様な主体を後押しするとともに、海岸管理者の補助的業務の担い手を拡大し、海岸管理について、その体制の強化を図っていく必要がある。(=目標と現状のギャップ)

海岸管理に関わる活動を行う民間団体等の中には、これまでも海岸管理者と連携、協力するなどして、長期間にわたり海岸管理に関する業務に携わってきた民間団体等もあるが、このような民間団体等が海岸管理に資する活動を行う場合にも、他の者と同様に、海岸保全区域又は一般公共海岸区域における土地の占用の許可など海岸法上の許可の手続が必要となっている。海岸管理に関わる活動を行う民間団体等の数が増加し、その活動形態も海岸法上の許可の手続を要するものが増加している中、こうした手続が、円滑にこれらの活動を行う上で妨げとなっている場合もある。(=原因分析)

長期間にわたり海岸管理に関する業務に携わってきた民間団体等の多くは、海岸管理に資する活動を行うことができる能力を有している。こうした点を踏まえると、このような能力を有する者をあらかじめ海岸協力団体として指定し、その指定を受けた者については、許可のうち主体の審査を不要とし、行為の内容を協議の過程で確認することで足りることにより、これらの民間団体等が活動を行う上で必要な許可の手続を簡素化し、その活動の円滑化を図ることは、海岸管理に資する活動

	<p>等の促進に資するものである。(＝課題の特定)</p> <p>したがって、あらかじめ指定を受けた海岸協力団体が業務を行う場合、必要とされる海岸法上の許可の規定の適用については、海岸管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなすこととする。(＝規制の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 船舶の所有者に対し、船舶の除却等必要な措置を命ずることができるのみとし、船舶の所有者が確知できない場合においては簡易代執行を行わないこととする。</p> <p>(2) 他の管理者に対し、操作規程の策定のみを義務付け、当該操作規程を遵守していない場合等における海岸管理者による監督処分(勧告、公表、命令)は規定しないこととする。</p> <p>(3) 津波、高潮等の発生時における緊急措置を法令に規定せず、物件の使用等について所有者の承認を前提とし、被害防止の業務について付近の居住者等の自主的な取組として実施する。</p> <p>(4) 海岸管理者の指定を受けた海岸協力団体については占用等の許可又はそれに代わる手続を不要とする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防等の措置</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用(船舶の所有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用</li> </ul> <p>b 行政費用(海岸管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の所有者に対する除却等の命令に要する費用</li> <li>・簡易代執行による沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用(船舶の所有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用 (当該規制案と同様)</li> </ul> <p>b 行政費用(海岸管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の所有者に対して除却等の命令に要する費用 (当該規制案と同様)</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>(2) 水門、陸閘等の操作規則等の策定等</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用(他の管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作規程を定め、又は変更し、承認を受けるための費用</li> <li>・操作規程に定めた訓練を行うための費用</li> <li>・海岸管理者より受けた措置命令を実施するための費用(他の管理者が操作規程を定めない場合や遵守していないことにより命令を受けた場合に限る。)</li> </ul> <p>b 行政費用(海岸管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の管理者が定め、又は変更した操作規程を承認するための費用 (関係市町村長の意見の聴取を含む)</li> <li>・監督処分(勧告、公表、命令)に要する費用</li> <li>・措置命令により損失を受けた者に対する損失の補償に係る費用(他の管理者の海岸の状況の変化その他当該海岸に関する特別の事情により命令を受けた場合に限る。)</li> </ul>

c その他の社会的費用

- ・ 特になし

② 代替案における費用の要素

a 遵守費用（他の管理者）

- ・ 操作規程を定め、又は変更し、承認を受けるための費用（当該規制案と同様）
- ・ 操作規程に定めた訓練を行うための費用（当該規制案と同様）

b 行政費用（海岸管理者）

- ・ 他の管理者が定め、又は変更した操作規程を承認するための費用（関係市町村長の意見の聴取を含む）（当該規制案と同様）

c その他の社会的費用

- ・ 特になし

（3）災害時における緊急措置の創設

① 当該規制案における費用の要素

a 遵守費用（緊急措置に従事した者）

- ・ 緊急措置の従事に係る費用
- b 行政費用（海岸管理者）
- ・ 緊急措置により生じた損失又は損害の補償に係る費用
  - ・ 緊急措置に要する費用

c その他の社会的費用

- ・ 特になし

② 代替案における費用の要素

a 遵守費用

- ・ 当該物件を処分し、又は海岸管理者に使用させる費用（物件の所有者）
- ・ 津波、高潮等の発生による被害の防止のための措置の従事に係る費用及びその措置による負傷等に対する費用（緊急措置に従事した者）

b 行政費用（海岸管理者）

- ・ 物件の所有者が確知できない場合にその所有者の搜索等に要する費用。

c その他の社会的費用

- ・ 特になし

（4）海岸協力団体制度の創設

① 当該規制案における費用の要素

a 遵守費用

- ・ 協議の資料準備等に要する費用（海岸協力団体）
- ・ 海岸協力団体の指定を申請するための費用（申請者）

b 行政費用（海岸管理者）

- ・ 協議への対応に要する費用
- ・ 海岸協力団体の指定に要する費用

c その他の社会的費用

- ・ 特になし

② 代替案における費用の要素

a 遵守費用（申請者）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸協力団体の指定を申請するための費用 (当該規制案と同様)</li> <li>b 行政費用 (海岸管理者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸協力団体の指定に要する費用 (当該規制案と同様)</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸環境への悪影響</li> </ul> </li> </ul>
<p>規制の便益</p>	<p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防の措置</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該規制案により、海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げにより、海岸保全施設等が損傷等されるおそれがある場合に当該船舶の所有者に対し、船舶の除却を命じ、船舶の所有者が確知できないときには海岸管理者による簡易代執行により、海岸保全施設の損傷等を防ぎ、又は軽減することができるため、当該施設の修繕費用が発生しない、又は費用低減させることができるという便益がある。また、当該施設が損傷等されることを防ぐことで、海岸保全施設等としての機能を維持することができる。仮に津波、高潮等の災害が発生した場合においても当該施設の本来の機能が発揮されることで、被害の軽減に資するため、これによる便益は非常に大きい。</li> </ul> <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案においても、船舶の除却を命ずることにより、未然に海岸保全施設の損傷等を一定程度防ぐことができるが、船舶の所有者を確知できない場合においては簡易代執行をできず、船舶が放置されることになり、海岸保全施設が損傷等されるおそれがある。</li> </ul> <p>(2) 水門、陸閘等の操作規程の策定等</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該規制案により、他の管理者が、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受け、当該操作規程を遵守すること又は他の管理者がそれらを行わない場合に海岸管理者による監督処分により実効性のある取組が行われることから、津波、高潮等の発生時において、現場操作員の安全性を確保しつつ、操作施設の適切な操作が行われ、被害を防止できるため、これによる便益は非常に大きい。</li> </ul> <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案においても、操作規程を定める等を義務付けるが、操作規程が定められなかった場合、遵守されなかった場合等においては、海岸管理者による監督処分ができないため、実効性が担保されず、津波、高潮等による甚大な被害が生じるリスクが高まり、上記のような便益は得られない。</li> </ul> <p>(3) 災害時における緊急措置の創設</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該規制案により、津波、高潮等の発生のおそれがあり、緊急の必要があるときに、必要な土地等を使用等し、又は障害物を処分すること及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることにより、津波、高潮等の発生による被害の防止のための措置を円滑に行え、また、不測の事態への対応が強化され、被害を防止できるため、これによる便益は非常に大きい。</li> </ul>

	<p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案においては、津波、高潮等の発生のおそれがあり、緊急の必要があるときに、必要な土地等の所有者や付近の居住者等の自主的な取り組みが得られない場合においては、不測の事態等に対応できず、津波、高潮等による甚大な被害が生じるリスクが高まり、上記のような便益は得られない。</li> </ul> <p>(4) 海岸協力団体制度の創設</p> <p>① 当該規制緩和案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸管理者の指定を受けた海岸協力団体の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。海岸管理に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。さらに、こうした負担の軽減により、市民団体等の民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、海岸環境の保全等が一層促進される。</li> </ul> <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減されるが、許可の手続を不要とすることで海岸管理が適正に行われない可能性があり、上記のような便益は得られない。</li> </ul>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防等の措置</p> <p>海岸保全施設の損傷等が発生する前に船舶を除却等することにより、当該施設の修繕費用が発生しないこと及び災害時における当該施設の損傷等による被害の発生又は拡大を防止できることの便益は非常に大きい。</p> <p>一方で、費用については、沈没又は乗り揚げた船舶を当該船舶の所有者が除却等する費用又は海岸管理者が簡易代執行により撤去等する費用が生じるものの、上記の便益が当該費用を上回っているものと考えられる。</p> <p>また、代替案は本規制案と比較すると、費用については簡易代執行による沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用が発生しないため当該規制案より減少するものの、海岸保全施設が損傷等されるおそれがあり、損傷等した場合には海岸保全施設等を修繕するための費用や海岸保全施設の損傷等による災害時の被害が発生又は拡大するリスクが高まり、上記のような便益は得られないため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2) 水門、陸閘等の操作規則等の策定等</p> <p>他の管理者が、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受け、当該操作規程を遵守することにより、津波、高潮等の発生時において、安全かつ適切な操作が行われ、被害を防止することによる便益は非常に大きい。</p> <p>一方で、費用については、操作規程を定め、承認を受けるための遵守費用、操作規程に定めた訓練を行うための遵守費用及び海岸管理者より受けた措置命令を実施するための遵守費用が生じるとともに、他の管理者が定めた操作規程を承認するための行政費用（関係市町村長の意見の聴取を含む。）、監督処分に必要な行政費用及び措置命令により損失を受けた者に対する補償に係る行政費用が生じるものの、上記の便益が当該費用を上回っているものと考えられる。</p>

	<p>また、代替案は本規制案と比較すると、海岸管理者より受けた措置命令を実施するための遵守費用、海岸管理者による監督処分に係る行政費用及び措置命令により損失を受けた者に対する補償に係る行政費用は不要となるが、規制の実効性が担保されず、津波、高潮等による甚大な被害が生じるリスクが高まり、これによる費用が生じ、当該遵守費用及び当該行政費用より大きいと考えられるため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(3) 災害時における緊急措置の創設</p> <p>津波、高潮等の発生のおそれがあり、これによる被害を防止する措置をとるため緊急の必要があるときに、必要な土地等を使用等し、又は障害物を処分すること及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることにより、操作施設の閉鎖等の措置が円滑に行え、また、不測の事態への対応が強化され被害を防止できることから便益は非常に大きい。</p> <p>一方で、当該緊急措置に要する費用及びそれにより生じた損失又は損害の補償に係る行政費用は発生するものの、当該緊急措置を行うことができないことにより津波、高潮等による被害を防止できる便益の大きさと比較すれば、上記の被害防止の便益が当該費用を上回っていると考えられる。</p> <p>また、代替案は本規制案と比較すると、自主的な取組が得られないことにより津波、高潮等の被害を防止することができず、甚大な被害が生じるリスクが高まり、物件の所有者の捜索等による行政費用が増加することになるため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(4) 海岸協力団体制度の創設</p> <p>当該規制緩和案によって発生する費用は協議の資料準備等に要する費用（遵守費用）及び協議への対応に要する費用（行政費用）のみであり、従前のように個々の活動の際に逐一主体性の審査を含む許可の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用が小さくなるのに対して、多様な主体の参画を通じた海岸管理に資する活動等の促進や海岸管理者の補助的業務の担い手の拡大による海岸管理体制の強化が図られ、費用対便益は向上するものと考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、当該規制緩和案以上に負担は軽減されるものとは考えられるが、個々の活動の際、海岸保全区域又は一般公共海岸区域において行われる行為が海岸管理上支障のないものかどうかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては海岸環境等に悪影響を及ぼす行為が行われるおそれがあり、また、海岸管理者による状況把握や監督が十分行き届かないことから、海岸管理上不適切な行為が行われていた場合には災害発生時に被害が拡大するおそれもあるため、当該規制緩和案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>本法案は、有識者からなる「海岸管理のあり方検討委員会」で審議され、平成26年1月に、以下のとおり取りまとめられた「今後の海岸管理のあり方について（とりまとめ）」の内容を踏まえ、作成されたものである。</p> <p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防等の措置</p> <p>Ⅱ 重点的に実施すべき課題への対応</p> <p>2. 海岸の維持管理の充実</p> <p>(1) 適切な維持管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全区域内で船舶が座礁した場合には、油の流出等によ</li> </ul>

	<p>る海岸環境への影響だけでなく、海岸保全し競等を損傷・汚染する おそれもあることから、他の行政施策による対応を踏まえつつ、このような船舶への対応を適確に行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、海岸保全区域内で座礁した船舶が、海岸保全施設を損傷するおそれがある場合に、海岸管理者が、当該船舶の撤去等の措置を講ずることができるような仕組みを検討する必要がある。</li> </ul> <p>(2) 水門、陸閘等の操作規則等の策定等</p> <p>II 重点的に実施すべき課題への対応</p> <p>2. 海岸の維持管理の充実</p> <p>(3) 水門・陸閘頭の効果的な管理運用体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作を伴う水門、陸閘等の海岸保全施設については、津波等の災害時に、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、確実に閉鎖できるようにするため、あらかじめ海岸管理者や海岸管理者以外の施設管理者が操作ルールを定めておく必要がある。この際、河川に存する水門等の施設の操作との整合を図っておく必要がある。</li> </ul> <p>(3) 災害時における緊急措置の創設</p> <p>II 重点的に実施すべき課題への対応</p> <p>2. 海岸の維持管理の充実</p> <p>(3) 水門・陸閘頭の効果的な管理運用体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波等の災害時に水門、陸閘等を確実に閉鎖するためには、設備が確実に稼働することが不可欠であり、平常時から点検や訓練、施設の更新等を行うことが必要である。また、災害時における緊急措置等、不測の事態への対応もあらかじめ検討しておく必要がある。</li> </ul> <p>(4) 海岸協力団体制度の創設</p> <p>II 重点的に実施すべき課題への対応</p> <p>2. 海岸の維持管理の充実</p> <p>(4) 市町村、民間団体等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体との連携を図る必要がある。</li> </ul>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策チェックアップにより事後評価する。施行後おおむね5年間を分析対象期間とする。</li> <li>・ 本法案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。</li> </ul>

<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防等の措置 本規制により、従前は海岸管理者が除却のための措置を講ずることができなかった一部の海岸保全区域内の船舶等についても、当該船舶の沈没等により海岸保全施設が損傷等される危険性がある場合においては、当該船舶所有者に除却等の措置を講ずることを命令することができる。また、当該船舶所有者を確知できない場合においても簡易代執行が可能となることから、確実かつ迅速に当該船舶の除却等が可能となる点において当該規制は有効である。</p> <p>(2) 水門、陸閘等の操作規程の策定等 本規制により、他の管理者が、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受け、当該操作規程を遵守することにより、津波、高潮等の発生時において、安全かつ適切な操作が行われ、これにより被害を防止することが可能となることから、当該規制は有効である。また、操作規程を定める過程における検討の結果、安全かつ適切に操作が行えない場合には、当該施設の利用状況等を勘案し、当該操作施設の自動化・遠隔操作化が図られることとなることから当該規制は有効である。</p> <p>(3) 災害時における緊急措置の創設 本規制により、津波、高潮等の発生のおそれがあるときにおいて不測の事態の対応が強化され、これにより被害を防止することが可能となることから、当該規制は有効である。</p> <p>(4) 海岸協力団体制度の創設 許可の特例が適用されることにより、必要とされる一部の申請書類等の準備が不要となるとともに、許可の際に行われている主体性の審査が行われないことにより審査等の期間を短縮することも期待できる。こうした手続の負担の軽減は、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりの中で、海岸管理に資する活動への参画を後押しする点で有効なものである。</p> <p>以上のことから、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理を適正化が図られる観点から、本法案による規制は有効である。</p>
--------------------------	---